

園芸施設共済証券

発行年月日 平成 年 月 日

〒 -

様

証券番号 号 1 / 1 頁

園芸施設共済への加入の証として共済証券を発行します。

奈良県農業共済組合

組合長理事

松岡 嘉平治



事業年度	地区コード	組合員等コード

引受棟数計	共済金額計
	千円

納入金額計	共済掛金	賦課金	納入方法
円	円	円	

棟番号	附帯施設	施設内農作物	撤去費用	本体復旧費用	附帯復旧費用	共済関係 成立年月日	共済責任期間			施設の所在地	施設区分	設置面積 (㎡)	共済価額 (千円)	共済金額 (千円)	納入金額 (円)		納入区分
							開始日	終了日	期間						共済掛金	賦課金	
	無	無	無	無	無	別途送付した加入承諾書の通知日と同日											一括払い
	無	無	無	無	無	別途送付した加入承諾書の通知日と同日											一括払い

- 1 共済事故については別紙のとおりです。
- 2 組合員等が組合等へ通知すべき事項は別紙のとおりであり、当該事由が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡してください。当該通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。
- 3 撤去費用又は復旧費用に加入している場合、特定園芸施設又は附帯施設を撤去又は復旧した後、共済事故の発生した日から1年以内に撤去又は復旧に要した費用の領収書又は請求書の提出をもって組合（市町村）への通知が必要です。通知等を受け、組合（市町村）が撤去又は復旧費用に係る共済金をお支払いいたします。提出する領収書等は別紙のとおり金額の内訳明細が必要です。
- 4 なお、領収書等の提出期間は共済事故から1年間ですが、別紙のとおりやむを得ない理由がある場合は組合（市町村）へ申告の上3年まで延長できます。